

第20回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年5月25日(木曜日)午前10時

議案

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

開催場所

THE BAGUS PLACE K-PLACE

東京都中央区銀座2-4-6

銀座Velvia館 B1F

（ご来場される場合は末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、必要に応じマスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防の為の措置を講じる場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

目次

第20回定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……………	3
事業報告 ……………	6
計算書類 ……………	27
監査報告 ……………	30

株式会社エスエルディー

証券コード 3223

証券コード 3223

2023年5月8日

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目1番23号
株式会社エスエルディー
代表取締役 有 村 譲

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.sld-inc.com/>

（上記サイトにアクセス頂き、「IR情報」のページの「GENERAL MEETING OF SHAREHOLDERS 株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスエルディー」又は「コード」に当社証券コード「3223」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月24日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区銀座2-4-6 銀座Velvia館 B1F
 THE BAGUS PLACE K-PLACE
 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
 報告事項 第20期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）
 事業報告及び計算書類報告の件
 決議事項
 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- （2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面として、委任状及び株主様ご本人の議決権行使書用紙をご提出ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ・計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、このたび取締役の員数を2名減員し、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1 (再任)	ありむら じょう 有村 譲 (1976年10月28日)	2006年 3 月 株式会社フードスコープ入社 2009年 2 月 株式会社シークレットテーブル (2013年3月に株式会社ダイヤ モンドダイニングに吸収合併) 入社 2011年 7 月 株式会社ダイヤモンドダイ ニング(現 株式会社DD ホールディングス) 転籍 第八事業部 事業部長 2016年 5 月 同社 営業本部 副本部長 2017年 9 月 株式会社ダイヤモンドダイニ ング(2017年9月に株式会社 ダイヤモンドダイニング (現 株式会社DDホールデ ィングス)より飲食事業を吸 収分割により承継) 取締役 営業本部 副本部長 2018年 6 月 当社 取締役COO 2020年 5 月 当社 代表取締役社長(現任)	—
	(取締役選任理由) 飲食業界における豊富な経験と実績を有しており、人格・見識ともに優れていることから、引き続き取締役として適任と判断いたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2 (再任)	<p data-bbox="247 636 370 677">か なか ひ と し 鹿中 一志</p> <p data-bbox="208 684 406 712">(1975年4月18日)</p>	<p data-bbox="417 213 857 288">2010年2月 株式会社ダイヤモンドダイニング (現 株式会社DDホールディングス) 入社</p> <p data-bbox="417 293 701 320">2011年6月 同社 執行役員</p> <p data-bbox="417 325 857 400">2012年2月 株式会社吉田卯三郎商店(現 株式会社DDプラス) 代表取締役 (現任)</p> <p data-bbox="417 405 857 480">2012年5月 株式会社ダイヤモンドダイニング (現 株式会社DDホールディングス) 取締役 営業支援本部長</p> <p data-bbox="417 485 796 512">2013年3月 同社 執行役員 社長室長</p> <p data-bbox="417 517 796 544">2015年3月 同社 執行役員 営業統括</p> <p data-bbox="417 548 779 576">2015年5月 同社 取締役 営業統括</p> <p data-bbox="417 580 857 656">2016年5月 株式会社The Sailing(現 株式会社ダイヤモンドダイニング) 取締役</p> <p data-bbox="417 660 796 687">2017年5月 株式会社ゼットン 取締役</p> <p data-bbox="417 692 857 768">2017年6月 株式会社商業藝術(現 株式会社ダイヤモンドダイニング) 取締役</p> <p data-bbox="417 772 745 799">2018年6月 当社 取締役(現任)</p> <p data-bbox="417 804 857 879">2018年11月 株式会社フードビジネスキャスト イング 取締役</p> <p data-bbox="417 884 857 960">2019年12月 湘南レーベル株式会社 取締役 (現任)</p> <p data-bbox="417 964 857 1040">2020年9月 株式会社ダイヤモンドダイニング 代表取締役</p> <p data-bbox="417 1044 684 1072">2021年10月 同社 取締役</p> <p data-bbox="417 1076 835 1152">2022年5月 株式会社DDホールディングス 専務取締役 (現任)</p> <p data-bbox="417 1156 846 1208">(重要な兼職の状況) 株式会社DDホールディングス 専務取締役 株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役 株式会社DDプラス 代表取締役 湘南レーベル株式会社 取締役</p>	—
<p data-bbox="219 1143 370 1170">(取締役選任理由)</p> <p data-bbox="208 1174 857 1220">飲食界における豊富な経験と経営の実績を有しており、人格・見識ともに優れていることから、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 2023年5月8日現在での役員等の就任先に（現任）と表示しています。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 有村讓氏は、過去10年間に於いて、2019年3月1日付で当社の親会社に該当することとなった株式会社DDホールディングス及びその子会社である株式会社ダイヤモンドダイニングの業務執行者でありました。なお、同氏の両社における過去10年間の地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
4. 鹿中一志氏は、2019年3月1日付で当社の親会社に該当することとなった株式会社DDホールディングス及びその子会社である株式会社DDプラスの業務執行者であり、過去10年間に於いても両社の業務執行者でありました。なお、同氏の両社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
5. 当社の親会社である株式会社DDホールディングスは、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険の被保険者には当社及び当社の取締役が含まれます。そのため、各候補者の選任が承認された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員 の状況」の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」（20ページ）に記載のとおりであります。

以 上

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化したものの、2022年3月のまん延防止等重点措置の解除を受け、人の動きが活発化し、また海外からの入国制限が緩和されたことなどから経済活動は回復傾向となりました。一方、ロシア・ウクライナ情勢や国際的な資源価格の上昇、為替相場の大幅な変動などにより、依然として不透明な状況にあります。外食産業においては、人流の増加に伴い、需要は回復傾向にあるものの、原材料費・光熱費の急激な上昇、労働力の確保の課題など、事業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況下にあります。

このような状況の中、当社におきましては、「To Entertain People ～より多くの人々を楽しませるために～」という企業理念のもと、「楽しみに溢れた豊かなライフスタイルをより多くの人々に提案する」という経営方針を掲げ、飲食サービスの健全な成長、コンテンツ企画サービスの拡大を進めてまいりました。

(飲食サービス)

飲食サービスにつきましては、2022年3月のまん延防止等重点措置の解除後、ご来店客数の回復の兆しがみられ、既存店売上高も回復いたしました。当事業年度においては、kawara CAFE&DININGにて「チーズとトマト」を軸としたグランドメニューの投入や、塊-KATAMARI- ミートバル 銀座店にて、「塊肉×酒」をテーマにした新メニューを投入するなど、新たな営業施策を実施しております。また、これまで専門店舗で実施してきたコラボカフェにつきましては、2022年11月後半から12月末にかけて、kawara CAFE&DINING 11店舗でTV アニメ『東京リベンジャーズ』コラボカフェを開催するなどの売上高拡大施策を実施しております。

これらの結果、当事業年度における当サービスの売上高は2,243百万円となりました。

(コンテンツ企画サービス)

コンテンツ企画サービスにつきましては、他社店舗の開業支援業務及び運営業務の受託等、いわゆる企業間取引 (BtoB) のビジネスモデルであるプロデュースと弊社専門店舗にて運営するコラボカフェを主軸としております。さらに、当社公式ネットショップ (『kawara CAFE at Home』、『CheeseTable at Home』) の継続的な運営を行い、当該ネットショップにて取り扱っている商品を主要駅内や商業施設内にて販売する催事出店数の拡大を実施してきました。主軸のプロデュース、コラボカフェに加え、新しい取り組みによる売上高の拡大を行っております。同事業も飲食サービスと同様、ご来店客数の回復がみられ、売上高は増加する傾向となりました。

これらの結果、当事業年度における当サービスの売上高は、847百万円となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,090百万円となりました。利益面につきましては、店舗における従業員シフト管理の徹底による人件費の適正化、役員報酬削減の継続、各種契約の見直し等による経費の削減、また、業務改善による販売費及び一般管理費の削減を推進した結果、赤字ではあるものの営業損失は259百万円 (前事業年度は営業損失685百万円) と、昨年度に比べ大きく縮小いたしました。また、政府及び各自治体が要請した時短営業に伴う協力金 (助成金収入) 56百万円を営業外収益に計上したことにより、経常損失は188百万円 (前事業年度は経常利益59百万円) となりました。また、退店の意思決定を行った直営店舗及び収益性が低下した店舗に係る減損損失46百万円を計上したこと等により当期純損失は238百万円 (前事業年度は当期純利益13百万円) となりました。

当事業年度末の直営店舗数につきましては、前事業年度末比1店舗減の35店舗となっております。

②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等総額は41百万円で、そのほとんどは店舗設備となっております。

③資金調達の状況

当事業年度中において、運転資金の調達を目的として、当社の親会社である株式会社DDホールディングスより短期借入金として60百万円の調

達を実施いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (2020年2月期)	第18期 (2021年2月期)	第19期 (2022年2月期)	第20期 (当事業年度) (2023年2月期)
売 上 高 (百 万 円)	4,929	2,315	2,432	3,090
経常利益又は経 常損失 (△) (百万円)	17	△620	59	△188
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万 円)	2	△740	13	△238
1株当たり当期 純利益又は1株 当たり当期純損 失 (△) (円)	1.91	△474.73	8.74	△173.46
総 資 産 (百 万 円)	1,399	1,597	1,294	1,045
純 資 産 (百 万 円)	408	△332	481	240
1 株 当 たり 純資産額 (円)	259.80	△214.93	△206.18	△379.67

- (注1) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算定しております。
- (注2) 第19期及び第20期の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)については、当期純利益から当社が発行する普通株式と権利関係の異なるA種種類株式に係る優先配当額を控除して算定しております。
- (注3) 第19期及び第20期の1株当たり純資産額については、純資産の部の合計額から当社が発行する普通株式と権利関係の異なるA種種類株式に係る払込金額、優先配当額を控除して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は株式会社DDホールディングスであり、同社は当社普通株式を669,984株(議決権比率42.93%)、議決権が付与されていない当社A種種類株式を1,000株保有しております。2019年2月28日付で同社との間で当社の連結子会社化を目的とする合意書を締結し、当該合意書の効力発生日である2019年3月1日付で実質支配力基準により、当該会社は当社の親会社に該当するものであります。

②親会社との間の取引に関する事項

(a) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

株式会社DDホールディングス及びそのグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービス等の取引がグループ内において可能な場合には、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。また、同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

(b) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、当該取引は社内規程に基づく当社独自の経営判断により、妥当な取引条件のもと行われており、当社の利益を害することはないと判断しております。

(c) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の属する飲食業界におきまして、昨今の事業環境の激化や顧客ニーズの多様化は目まぐるしく、今後もかかるトレンドは続くものと認識しております。

このような外部環境下におきまして、当社は、「To Entertain People～より多くの人々を楽しませるために～」という企業理念の下、飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを主軸とするコンテンツ提供事業の拡大を目指し、当社企業価値の最大化を図ってまいります。

上記の実現に向け、当社は、以下のような課題に取り組んでいく方針であります。

①新コンテンツの開発について

当社は、「音楽」、「アート」、「食」等をはじめとする様々なカルチャーコンテンツを企画・融合させ、一般消費者及び顧客企業へ提供する点に強みを有しております。

しかしながら、時代や流行の変遷と共に一般消費者及び顧客企業の顕在的又は潜在的ニーズも日々変化を続けるため、常に一般消費者及び顧客企業にとって有益な価値を提供するべく、コンテンツ企画力及び提供力の強化を図ってまいります。

②顧客企業との関係充実にについて

当社は、高い収益成長率及びブランディング強化を維持するため、高い知的創造性を有する企業との関係充実が重要と考えております。そのような企業とアライアンスを組むことで、さらなる価値を創造し、革新的なエンターテインメントを提供してまいります。

③既存事業の高収益体質化について

当社の今後の成長・事業拡大には、既存事業の高収益化によるキャッシュ・フローの増大が不可欠であると考えております。

当社独自の施策であるブランディング及びマーケティング強化による集客力向上に加え、当社グループのスケールメリットを最大限活用した商流構造の改革によるコスト削減及び店舗・人材等の経営資源の効率的活用により、各店舗の収益構造を改善し、高収益体質化を図ってまいります。

④衛生管理体制の徹底・強化及び感染予防対策の徹底について

外食産業においては、店舗における食中毒の発生等衛生管理体制の不備により生じるリスクは経営に多大な影響を生じさせるととどまらず、食品の安全性の確保は、外食産業に対する社会的な要請となっております。また、昨今では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取り組みも当該要請に含まれております。

当社の各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理の徹底、及び新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づく感染予防対策の徹底を行うと共に、定期的に本社人員による店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っており、今後も法改正等に対応しながらさらなる衛生管理体制の強化や当該感染予防対策を継続して行っていく方針であります。

⑤人材の確保・育成に対する課題について

当社では、今後の成長・事業拡大には、人材の育成、人材の確保が必要不可欠であると考えております。

一方、従来からの少子化、若年層の減少により雇用対象者が減少しているため、人材の確保及び教育が経営上の重要課題であると考えております。

人材の確保については、当社の親会社である株式会社DDホールディングスグループ（以下、「DDHDグループ」といいます。）全体での採用活動に加え、自社採用ホームページを含むアルバイト採用の強化、新卒採用の計画的な拡大、管理職を含む効率的な中途採用を継続していく方針であります。

また、人材の育成については、DDHDグループ全体で研修等を行い、サービス力を強化すると共に、当社独自の研修プログラムを用意し、当社における企業理念の理解の深耕、店舗マネジメント手法の修得などを目的として、アルバイトを含めた全スタッフを対象とした研修プログラムや店舗でのOJT等の実施を継続していく方針であります。

⑥経営管理組織充実に対する課題について

当社では、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるためにコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが必要不可欠であると考えております。そのため、今後の当社の業容の拡大に耐えうる経営管理組織を構築していくため、引き続き内部監査体制を充実させると共に監査等委員会による監査及び会計監査人による監査との連携を強化することによる三様監査の充実を図り、加えて、全従業員に対しても、継続的な教育活動を行っていく方針であります。

⑦重要事象等について

当事業年度においては、2022年3月にまん延防止等重点措置は解除されたものの、6月から8月にかけて再び感染者が増加し、売上高は伸び悩み、コロナ前の売上高レベルまでには回復いたしませんでした。前事業年度に実行した資本政策により債務超過の状況は解消されたものの、当事業年度において営業損失259百万円を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するために、当社は売上改善及びコスト抑制を軸に、キャッシュ・フローを意識した経営活動を実施してまいります。具体的には、顧客ニーズに応じた店舗営業施策の実施、コラボカフェ、運営受託（プロデュース）の強化、ECサイト運営・催事店舗数の拡大、役員報酬の減額継続、支払賃料の減額等の要請、その他の費用削減等を、引き続き継続して実施しております。加えて、今後の財政状態を注視しながら、当社の親会社である株式会社DDホールディングスを借入先とした親子ローン等を中心とした資金調達を検討し手元流動性を確保することで、当面の運転資金は十分に確保できる状況であり、継続企業の前提に関する不確実性は認められないと判断しております。

(5) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

当社は、店舗の運営等を通じたカルチャーコンテンツ提供事業を行っており、具体的には以下の飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを展開しております。

なお、当社は単一セグメントのため、各サービス別に記載しております。

【飲食サービス】

当社は、業界環境及び消費者ニーズの「変化」が起こりやすい飲食業界において、「変化」を迅速に把握し、適切に対応していく環境適応力が重要と考え、創業以来「変化」が実際に発生する「現場（店舗）」における、情報収集、企画及びサービス立案、サービス提供が、柔軟かつ主導的に行われる経営スタイル（ボトムアップ経営、現場主義経営）を実現してまいりました。

当該経営スタイルの下、店舗物件の立地及び空間特性に合わせた様々なブランド（業態）の開発を行い、関東、東北、東海、近畿及び九州地域の主要都市繁華街エリアを中心に、「kawara CAFE&DINING」ブランドをはじめとするカフェダイニング業態（喫茶のみならず食事やアルコールも提供する多様性を持った飲食店業態）をメインとした飲食店舗を直営にて展開しております。

当社の店舗の主な特徴は次のとおりです。

①音楽（BGM）

店舗における音楽（BGM）については、お客様の楽しさ及び快適さに主眼を置き、当社独自のノウハウで選定した音源等を基に、季節や時間帯、曜日をはじめとする様々な営業条件に応じて選曲を行っております。

②アート

(a) 内装

店舗の内装については、お客様の楽しさ及び快適さに主眼を置いたきめ細やかな対応ができるように、原則として設計を内製化した上で、店舗物件、エリア、立地及び顧客特性等の個別の状況に合わせたカスタマイズを実現しております。また、居心地の良さのみならず、斬新なカルチャーコンテンツを提供しております。

(b) 家具

店舗の家具については、お客様の使い心地の良さ及びファッション性を実現するために、原則として当社でデザインした質及びコスト共に適正な製品を使用しております。

③食（メニュー）

店舗において提供されるメニューについては、日常的に「現場（店舗）」において情報収集しているお客様のニーズが十分反映できるように、「現場（店舗）」参加型のメニュー開発を行っております。

季節毎に行われるメニューのリニューアルにおいて、「現場（店舗）」の意見を取り入れ開発されたメニューの加除がなされることにより、お客様のニーズや季節感に即したメニューの提供を実現、メニューラインナップの陳腐化を回避しております。

【コンテンツ企画サービス】

これまでの飲食サービスに係る事業活動により蓄積されたノウハウや実績を活用しながら、他社店舗の開業支援業務及び運営業務の受託等、いわゆる企業間取引（BtoB）のビジネスモデルであるプロデュース事業とIPコンテンツを活用した期間限定コラボレーションイベント等を実施する直営店舗でのコラボカフェ事業を主軸としております。

(6) 主要な営業所等 (2023年2月28日現在)

名称	所在地	
本社	東京都港区	
店舗 (35店)	宮城県	2店
	埼玉県	1店
	東京都	18店
	神奈川県	5店
	静岡県	1店
	愛知県	1店
	大阪府	4店
	福岡県	3店

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
144 (719)	△8	30.4	4.8

(注) 使用人数は就業員(正社員)数であります。なお、アルバイト、パート社員等の人員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、平均年齢、平均勤続年数は、就業員(正社員)より算出しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社DDホールディングス	6千0百万円
株式会社商工組合中央金庫	5千5百万円
株式会社みずほ銀行	3千3百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
記載すべき重要な事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年 2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	有 村 讓	
取締役 C F O	松 村 智 久	経営管理本部本部長
取 締 役	鹿 中 一 志	株式会社DDホールディングス 専務取締役 株式会社DDプラス 代表取締役 湘南レーベル株式会社 取締役 株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役
取 締 役	近 藤 彰 男	
取 締 役 (常勤監査等委員)	木 下 一	
取 締 役 (監査等委員)	古 屋 尚 樹	ユナイテッド・アドバイザーズ税理 士法人 代表社員 株式会社 Rond・スポーツ 取締役 株式会社 Rondビル 代表取締役 株式会社 Rondホールディングス 取締役
取 締 役 (監査等委員)	吉 井 一 浩	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パートナー弁護士 一般社団法人投資信託協会自主規制 委員会 副委員長 東北大学ベンチャーパートナーズ株 式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 近藤彰男氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 木下一氏、古屋尚樹氏及び吉井一浩氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である古屋尚樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 当社は、取締役 近藤彰男氏、監査等委員である取締役 木下一氏、古屋尚樹氏及び吉井一浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、取締役である近藤彰男氏、監査等委員である取締役である木下一氏、古屋尚樹氏及び吉井一浩氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社の親会社である株式会社DDホールディングスは会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者（当社及び当社の取締役、監査等委員である取締役を含む）がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を補償することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該契約の保険料は、当社を含むDDHDグループ内で適切に按分を行い、各社において負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、各取締役に対する具体的報酬額等の取扱いにつき代表取締役有村譲に一任する旨の決議をいたしました。当該報酬額の配分については、2022年5月26日開催の第19回定時株主総会において承認を受けている年額報酬の範囲内で決定いたします。当社の個人別の役員報酬等の決定については、上記方針に基づき決定することを前提に取締役会が代表取締役有村譲に一任していることから、取締役会は、当該報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

上記決定権限を代表取締役へ一任した理由は、当社の経営状況や財務状況等を総合的に判断し、各取締役の経営への貢献度等の評価を行うのは、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	非金銭報 酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	25,056 (2,560)	25,056 (2,560)	—	—	4 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	10,140 (10,140)	10,140 (10,140)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	35,196 (12,700)	35,196 (12,700)	—	—	7 (4)

- (注) 1. 上記には、無報酬の取締役1名を含めておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2022年5月26日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役は20百万円以内）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年5月26日開催の第19回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
監査等 委員で取 締役 古屋 尚樹	ユニテッド・アドバイザーズ税理士法人 代表社員 株式会社 Rond・スポーツ 取締役 株式会社 Rondビル 代表取締役 株式会社 Rondホールディングス 取締役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査等 委員で取 締役 吉井 一浩	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナ ー弁護士 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 一般社団法人投資信託協会自主規制委員会 副委員長 同法人と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外取締役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 近藤 彰男	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席いたしました。議場において、長年の会社経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査等 委員で取 締役 木下 一	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会3回、監査等委員会10回の全てに出席し、常勤監査等委員として必要な助言・提言を適宜行っております。また、長年の事業会社における重職の歴任経験・実績から、取締役や幹部社員の職務執行状況を日々確認しております。
監査等 委員で ある取 締役 古屋 尚樹	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会3回、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。両会議共に、主に公認会計士、税理士としての専門的見地からの意見を述べる等、必要な助言・提言を適宜行っております。
監査等 委員で ある取 締役 吉井 一浩	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会3回、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。両会議共に、主に弁護士としての専門的見地からの意見を述べる等、必要な助言・提言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意をした理由

①報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

②当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、当該解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び当該解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人において会計監査の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本的方針を以下のとおり定めます。

当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

I. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①全ての役員及び使用人に、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任の達成のため、「取締役会規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図る。
- ②監査等委員会は、内部監査担当者と連携して取締役の職務執行の法令及び定款への適合性について監査を行い、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- ③内部監査担当者は、監査等委員と連携してコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うと共に、業務執行の監督を行う。
- ②取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。

- (5) **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**
- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
 - ② 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査等委員会の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議する。
- (6) **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- (7) **取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査等委員会に報告する。
 - ② 監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- (8) **監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- (9) **監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査等委員との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査等委員と情報を共有し、連携を保つよう努める。
 - ② 監査等委員は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は13回開催されており、経営上の意思決定が行われております。なお、取締役会規程や社内規定を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

(2) 監査等委員である取締役の職務執行

当事業年度において、監査役会3回、監査等委員会は10回開催されており、監査等委員相互による意見交換が行われております。また、監査等委員は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人及び内部監査人、代表取締役、並びに社外取締役との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

(3) リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、コンプライアンス規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、コンプライアンス委員会を当事業年度において4回開催し、コンプライアンス体制の構築及び見直し並びに運用状況において、報告、検討を行いました。従業員に対しては、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識の向上に取り組んでおります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上と、経営体質強化のために必要な内部留保の確保を総合的に勘案した上で、株主の皆様に適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、前事業年度に続き新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な営業損失を計上していることから、誠に遺憾ではございますが、普通株式に係る配当を無配とさせていただきます。早期の復配を目指し、全社員一同業績の改善に一層努める所存です。

なお、種類株式（A種種類株式）につきましては、発行時に定められた種類株式発行要項に基づき、所定の金額の配当を実施いたします。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	681,621	流動負債	675,478
現金及び預金	338,695	買掛金	90,593
売掛金	261,088	短期借入金	63,570
原材料及び貯蔵品	23,392	1年内返済予定の 長期借入金	76,223
前払費用	4,292	未払金	95,864
未収入金	3,849	未払費用	181,126
1年内回収予定の 差入保証金	16,189	前受収益	2,110
その他	34,114	未払法人税等	5,490
固定資産	353,414	預り金	67,420
有形固定資産	61,355	未払消費税等	74,415
建物	55,415	資産除去債務	14,055
機械及び装置	0	その他	4,607
工具、器具及び備品	4,400	固定負債	129,762
建設仮勘定	1,540	長期借入金	44,880
無形固定資産	1,270	資産除去債務	79,551
ソフトウェア	1,248	繰延税金負債	5,331
その他	21	負債合計	805,241
投資その他の資産	290,788	(純資産の部)	
投資有価証券	1,500	株主資本	239,439
長期前払費用	2,131	資本金	48,876
敷金及び保証金	286,946	資本剰余金	415,808
その他	210	資本準備金	156,752
繰延資産	10,645	その他資本剰余金	259,056
株式交付費	10,645	利益剰余金	△225,077
資産合計	1,045,681	その他利益剰余金	△225,077
		繰越利益剰余金	△225,077
		自己株式	△168
		新株予約権	1,000
		純資産合計	240,439
		負債純資産合計	1,045,681

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,090,422
売上原価		705,353
売上総利益		2,385,069
販売費及び一般管理費		2,644,683
営業損失		△259,613
営業外収益		
受取利息	5	
受取保険金	709	
固定資産売却益	240	
受取保証料	21,588	
受取賃貸料	14,619	
助成金収入	56,808	
その他	1,017	94,988
営業外費用		
支払利息	826	
支払手数料	1,043	
株式交付費償却	5,554	
借料原価	14,472	
その他	1,832	23,728
経常損失		△188,354
特別損失		
減損損失	46,672	46,672
税引前当期純損失		△235,026
法人税、住民税及び事業税	5,490	
法人税等調整額	△1,792	3,698
当期純損失		△238,724

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年 3 月 1 日から)
(2023年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	48,876	156,752	259,056	415,808	13,734	13,734
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△87	△87
当 期 純 損 失					△238,724	△238,724
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△238,812	△238,812
当 期 末 残 高	48,876	156,752	259,056	415,808	△225,077	△225,077

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△139	478,280	2,771	481,051
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△87		△87
当 期 純 損 失		△238,724		△238,724
自 己 株 式 の 取 得	△29	△29		△29
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,771	△1,771
当 期 変 動 額 合 計	△29	△238,841	△1,771	△240,612
当 期 末 残 高	△168	239,439	1,000	240,439

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月17日

株式会社エスエルディー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柴谷 哲郎 印

公認会計士 西村 大司 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスエルディーの2022年3月1日から2023年2月28日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえて、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月20日

株式会社エスエルディー 監査等委員会
常勤社外監査等委員 木下 一 印
社外監査等委員 古屋 尚 樹 印
社外監査等委員 吉井 一 浩 印

(注) 常勤監査等委員木下一並びに監査等委員古屋尚樹及び吉井一浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区銀座2-4-6 銀座Velvia館 B1F
THE BAGUS PLACE
K-PLACE
電話番号 03-5524-3992



[交通]

- JR各線
「有楽町駅」中央口より4分・・・推奨ルート
- 東京メトロ有楽町線
「銀座一丁目駅」4番出口より1分
- 東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線
「銀座駅」C8出口より2分